

通所介護サービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と「デイサービスセンターひだまり」（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する通所介護サービスについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

（利用者代理人）

第3条 利用者は、利用者代理人を定めて本契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者代理人は利用者本人の意思を代理するものとし、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となるものとし、

3 利用者代理人が交替したときは、本契約を再締結するものとします。

（通所介護計画書の作成、交付）

第4条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて解決すべき課題の把握を行うとともに、利用者の「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画書」を作成します。

2 事業者は通所介護計画書を作成・変更した場合は、利用者又は利用者代理人に説明し同意を得た上で、通所介護計画書を交付します。

（利用料の支払方法）

第5条 通所介護に対する利用料の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。契約期間中に関係法令が変更になった

場合は、関係法令に従って改定後の金額を適用します。

- 2 利用料の支払は、原則として、利用者又は利用者代理人が指定したＪＡ貯金口座又は三菱UFJニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）とします。

（サービスの中止・変更及びキャンセル料）

第6条 利用者又は利用者代理人は、通所介護の利用を中止又は変更することができます。この場合は、速やかに事業者に連絡するものとします。

- 2 利用の中止にあたっては、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

（通所介護サービス提供の記録等）

第7条 事業者は、通所介護を提供した際には、提供日、通所介護の内容等必要な事項についての記録を行い、この契約終了後2年間保管します。

- 2 利用者又は利用者代理人は、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

（守秘義務等）

第8条 事業者は、通所介護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 事業者が事業者でなくなった後及び従業員が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た個人情報は第三者に漏らしません。

（苦情対応）

第9条 利用者又は利用者代理人は提供された通所介護に苦情がある場合には、事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会又は地域包括支援センターに対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口担当者及び責任者が、その連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は自動的に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護に入所、及び小規模多機能居宅介護を利用した場合
- (3) 第2条の規定により契約終了の意思表示がされた場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により通所介護等の提供が不可能になった場合

(利用者の解約権・解除権)

第11条 利用者又は利用者代理人は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者又はその家族に対し身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の契約解除)

第12条 事業者は、利用者又は利用者代理人が以下の事項に該当する場合には、1ヶ月以上の予告期間をおいて文書で通知することにより本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 通所介護の利用料金の支払いが3か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、その期間内に支払いがない場合
- (3) 利用者が正当な理由なく通所介護の中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたって通所介護等が利用できない状態であることが明らかに

なった場合

- (4) 利用者またはその家族が、故意又は重大な過失により事業者又は通所介護従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者代理人又は利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合は、この限りではありません。

3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第15条 利用者又は利用者代理人と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議します。

(裁判管轄)

第16条 利用者又は利用者代理人と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

(本人との関係)

開設者

住 所

長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

代表者名

社会福祉法人ジェイエー長野会

理事長 上原 孝義

事業者

住 所

長野県佐久市桜井 671 番地 1

名 称

デイサービスセンターひだまり

管理者 山木 春男 印